

京都大学研究資源アーカイブの活動

京都大学研究資源アーカイブ（以下「研究資源アーカイブ」）は、京都大学における教育研究の過程において作成・収集された資料を保存・活用する、大学全体の活動です。対象となる資料は、図書類や標本類と違って、写真・映像・録音、フィールドノート、研究会記録、講義ノート、論文原稿など一次資料です。これらの一次資料は、収集・調査を経て、京都大学デジタルアーカイブシステム（以下「KUDAS」）へ登録され、活用できるように整備されます。こうして整備された資料を新たな教育研究の資源（研究資源）と位置づけ、これらの研究資源をもとに、京都大学の教育研究活動を紹介する映像・展示等のコンテンツも制作しています。

1.

京都大学には、a) 附属図書館、b) 総合博物館、c) 大学文書館という資料保存利用施設が存在します。それぞれ大学の、a) 教育研究の成果物（文献）、b) 教育研究の試料・データ（標本）、c) 運営・意志決定の証拠記録（文書）、を取り扱っています。しかし長い間、教育研究の過程に関する資料は、十分に保存・活用されてきませんでした。それらの資料は、大学組織の改編による教室・研究室または研究プロジェクトの改廃、研究者の転出・退職により、失われつつありました。

「このままでは先学の資料が失われる」。この危機的状況を、とくに京都大学の特徴ともいえるフィールド研究や海外学術調査の関係者たちが強く意識しはじめ、2005年ころから「フィールド映像アーカイブ」という活動を開始しました。これが研究資源アーカイブ活動の淵源の一つです。

一方で、デジタル（またはオンライン）で学内外教育研究資料共有を進めるデジタル

アーカイブの構想が進められていました。京都大学へ稲盛財団より建物（現在の稲盛財団記念館）寄付が2007年に発表され、この建物に設置される予定の、稲盛財団事業紹介スペース（現在の京都賞ライブラリー）と、京都大学の教育研究活動を紹介するデジタルアーカイブ閲覧視聴スペース（現在の京都大学研究資源アーカイブ映像ステーション）とを一体的に運営することが決まりました。

このあと先のフィールド映像アーカイブとデジタルアーカイブは、合同して活動していきます。

こうした活動の蓄積は、他の教育研究の分野の共感を得ていきました。2008年度（2009年1月）には、企画担当理事の下に「研究資源アーカイブ運営検討会」が置かれ報告書¹⁾が提出されます。この報告書にもとづいて規程が検討され、2010年3月に発効しました（総長裁定等・総総法第1-27号、平成22年3月16日）²⁾。この規程により、正式に大学全体の活動となるのです。

運営の体制は、総長の指名する理事のもと「研究資源アーカイブ運営委員会」が組織され、方針等の重要事項を決定します。運営責任部局として総合博物館、連携部局として学術情報メディアセンター、支援機構として情報環境機構が置かれ、学内各部局等の協力を得て、事業を実施しています。なお、総合博物館は、研究資源アーカイブ運営委員会設置の前から活動を主導して担ってきました。

2.

研究資源アーカイブの活動は、大きく3つ：収集、保存、活用に分けられます。3つの活動の連環から持続可能なアーカイブ資料管理を目指しています。

(1) 収集

研究資源アーカイブの対象とする資料は、現在のところ移管・評価選別される記録ではなく、収集される資料です。その過程は、調査・選別・登録の3つに大別されます。すなわち、学内外の資料の所在を調査し、所蔵者・

関係者等から情報を得て選別し、出所による資料のまとまりをコレクションとして登録する、というものです。

収集のなかでは、特徴ある活動も存在します。教育研究資料の保存・活用を研究資源化プロジェクトとし、このプロジェクトを学内から公募しています。応募のあった提案プロジェクトは、(全学の)研究資源アーカイブ運営委員会の下で審査・採択されます。この研究資源化プロジェクトの公募は、2011年度から開始され、2012年度には公募で採択された研究資源化プロジェクトが進められています。大学全体にとって重要な資料は研究者みずから保存する、これを基本としています。

(2) 保存

研究資源アーカイブでも、ふつうのアーカイブズと同じように、情報の保存と資料実物の保存をおこなっています。調査で得られた情報から、資料の説明や一覧表、作業の記録といったメタデータを作成し、一方で資料の実物・実体³⁾を保護します。

デジタルの資料を取り扱うことから、その記録媒体の保存や保存形式等は、大きな課題です。記録を生む情報通信技術の状況には、つねに留意する必要があります。

保存だけに限りませんが、研究資源アーカイブのアーカイブ資料管理の中心には、京都大学デジタルアーカイブシステム KUDAS が基盤ツールとして存在します。KUDAS は、研究資源やコンテンツの収集・登録・保存のためのメタデータの制御、デジタルデータの蓄積、公開可能な研究資源の利用提供、等々の作業を支援します。KUDAS を通して資料を検索し、デジタルデータを閲覧視聴できます。現在 KUDAS では、8,000以上のデジタルデータ、7,500以上のメタデータを含む検索手段データが利用できます。

(3) 活用

デジタル化された分を中心に資料とその情報は、KUDAS での閲覧・検索だけでなく、さまざまに提供されます。学内では、教材等のコンテンツ作成や、資料を理解するための

展示、ワークショップ・シンポジウム等に活用できます。学外でも、京都大学の資料であることを表示し、一定の手続き(および実費等の負担)により、同じような活用が可能です。

研究資源アーカイブの活動や資料を公開する施設には、映像ステーションがあります。さまざまな研究資源のデジタルデータや、それに基づいて作成された映像コンテンツを個人閲覧用ブースで閲覧・視聴できます。また、京都大学の教育研究活動から生み出された記録映画を映写コーナーで常時上映しています。

博物館展示での活用は、京都大学総合博物館や学外他館をあわせて数件の実績があります。一例として、京都大学総合博物館特別展「石舞台古墳 発掘の記録」展(2011年3月16日～5月8日)をあげることができます。同展は、研究資源アーカイブ公開記念として開催され、石舞台古墳の発掘調査⁴⁾を記録したガラス乾板写真216枚と記録映画のデジタル資料にもとづいて構成されました。

研究資料をアーカイブ資料として組織的かつ体系的に保存し活用することは、日本では事例が多くないようにみえます。アーカイブズの世界に限らず当該資料の保存・活用の実践に関わる人たちと交流する研究会等を実施し、資料管理技術の向上につとめています。

また、アーカイブ資料保存の大切さや研究資源としての(再)活用の可能性を知ってもらうため、ワークショップ・シンポジウム等も開催しています。

3.

研究資源アーカイブには、実現できていない部分がまだまだ存在します。ふつうのアーカイブズ(組織)ではなく活動プログラムであることに起因する困難もあります。より具体的には、つぎがあげられます：a) 資料の実物を保存する収蔵施設の整備、b) 資料の実物の閲覧室や閲覧体制の整備、c) 学生・研究者(または教職員)向けの活用の拡大。

もともと資料を保管してきた出所（研究者個人や研究室・教室等研究組織）⁵⁾は、たいいてい資料を保存しつづけることに限界があります。そのばあい、デジタル化した資料のKUDASへの収録だけでなく、資料の実物を研究資源アーカイブで受け入れられるほうがよい。しかし現在、研究資源アーカイブには資料の実物を保存する収蔵庫がありません。これがa)の課題です。

研究資源アーカイブでは、ここ数年の活動で対応してきた資料保存の現実量から、既存の研究室・教室等施設の改造により増設可能な、今後3～5年間の収蔵庫整備の計画を策定しています。実現には経費の困難もともないますが、努力していくつもりです。

b)も、資料の実物に関係します。研究資源アーカイブの資料公開施設として、もちろん映像ステーションは存在しますが、資料の実物を公開できる収蔵庫に隣接している条件下にはありません。また閲覧のために資料の実物を取り扱うスタッフは、現在の活動の範囲になく、人手不足です。利用のための規程類も、資料にふさわしい内容で整備する必要があります。これも可能な範囲で、すくなくとも資料の実物の閲覧を実現するところから進めていきたいとかがえています。

研究資源アーカイブの資料は、一次資料を用いた大学の教育研究に活用できる潜在的な可能性を持っています。c)を課題としてあげている理由は、そうした活用がまだ十分ではないためです。資料の生み出された当初の目的や研究分野とは異なる目的・研究分野における（再）利用の可能性は、研究資源アーカイブから積極的に提案していく必要があります。

京都大学研究資源アーカイブは、ふつうのアーカイブズと比べると、だいぶ異質な存在かもしれません。日本のアーカイブズの世界

に学びつつ、教育研究のアーカイブ資料管理の実践を持続していくつもりです。

なお、小稿は京都大学としての公式見解ではありません。研究資源アーカイブの運営責任部局である京都大学総合博物館の直接担当者の個人的見解として紹介しています。

（関連リンク）

京都大学研究資源アーカイブ

<http://www.rra.museum.kyoto-u.ac.jp/>

注

- 1) この報告書は、「京都大学研究資源アーカイブの設置について（報告）」と題され研究資源アーカイブ運営検討会終了後に同検討会委員長（江崎信芳、当時）名で大学へ提出された。
- 2) つぎのURLを参照のこと（2012年12月確認）。
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/policy/other/revision/tuuti.htm#sou1-27-21>
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/profile/policy/other/revision/documents/h21/sou1-27-21.pdf>（制定時、松本紘総長）
- 3) ここで言う「実体」は、デジタルで生成された資料のオリジナル存在の意味で用いている。技術的に永久保存できない記録媒体からデジタル化した資料のオリジナルなデジタルデータも含まれる。
- 4) この発掘調査は、昭和8年（1933）と昭和10年（1935）の2度にわたって、濱田耕作教授らにより進められた。
- 5) 現実には、個人・組織体に整理されるものではない。時限的研究プロジェクト以外に教室・研究室の資料であっても教職員個人が保管することもあり、学内だけの保管にかぎらず私的に保管されることもあり、権利関係的にも複雑な様相となる。

〔京都大学総合博物館 五島 敏芳〕